

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第3号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中「常勤の給食調理員」を「京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第3条第5項に規定する2号職員」と改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)